

「生活・学習 Act サミット」の取組

令和6年度テーマ

「旭川市いじめ防止基本方針を踏まえた児童生徒が主体となった取組の推進について」

令和6年7月24日（水）、生活・学習 Act サミットを開催し、旭川市内の中学生57名が旭川市いじめ防止基本方針を踏まえた児童生徒が主体となった取組の推進について、弁護士や心理士、保護者、小中学校長など9名の専門的な見地を有する方々から助言を得ながら、話し合いました。

当日は、生徒がいじめの問題を自分事として捉え、自ら考え、行動することによって各学校におけるいじめ防止の取組を充実させることができるよう、「2学期以降に中学校区で行う児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組の重点について見通しをもつ」ことを目指し、2つの協議場面を設定しました。

協議1では、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）や児童会・生徒会チャンネルの内容を踏まえ、生徒が主体となった自校のいじめの未然防止等のための取組について交流する場面を設定し、生徒が、自校と他校の取組を比較・関連付けできるようにしました。

協議2では、協議1での交流を踏まえ、生徒が自校の取組を検証し、2学期以降、中学校区で取り組む内容について焦点化できるようにしました。

本サミットでは、生徒から、「私たちの中学校区では、お互いに思いやりをもって行動するために、友達のよさを伝え合う活動に力を入れていきたい。」「私たちの中学校区では、自分や友達が困ったときにすぐに相談できる仕組みを作りたい。」等の意見が出されました。

本サミットを踏まえた各中学校区における取組の一部を紹介します。

- ・いじめを防ぐために良い行動を増やすことを目的とした月別活動目標の設定
- ・「いじめは絶対にしない」という意思表示をするオレンジリボン運動
- ・SNSの適切な使い方について交流するいじめ根絶集会
- ・いじめ防止に向けて共通理解を図る「いじめスローガン」の作成
- ・いじめ撲滅に向けた決意をカードに書き、共有する「ハートカード」の取組

今後も、旭川市では、学校で行われる学級活動や児童会・生徒会活動において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を支援してまいります。



▲生活・学習 Act サミットの様子